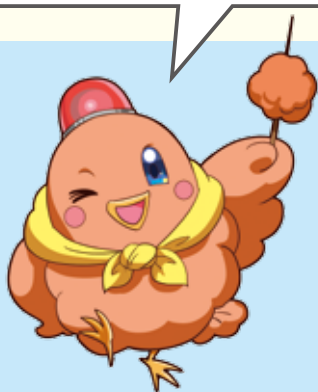


# 子どもが健やかに成長する環境をつくるための決まり ～鳥取県青少年健全育成条例～

青少年（18歳未満の子ども）が健やかに成長する環境をつくるためのさまざまな決まりがあり、そのうちのひとつが「鳥取県青少年健全育成条例」です。  
みなさんが健やかに成長する鳥取県をつくるために、ひとりひとりができることを「鳥取県青少年健全育成条例」を通じて、いっしょに考えていこう！



## 啓発キャラクター からぼと

**ミッション** 鳥取県青少年健全育成条例とSNSトラブルから子どもを守る合言葉「とりのからあげ」について、子どもたちにわかりやすく伝えること

**特徴** 子どもたちに危険が迫ると頭の赤色灯がひかひか光るところ



博士



いくみ



じょうたろう



お母さん



お父さん

## このパンフレットの読み方

1. このパンフレットでは、鳥取県青少年健全育成条例のうち、小学生のみなさんに関わりの深い内容の一部を紹介しています。条例の全文を確認したり、関連のある法律や関係のある資料を読んだりしたい場合は、QRコードで示す鳥取県公式ホームページ「とりネット」の「青少年向け鳥取県青少年健全育成条例解説ページ」を参照してください。
2. 説明の中で□で囲んでいる番号は、鳥取県青少年健全育成条例の条文の番号です。
3. このパンフレットで分かったことをもとに、自分の生活の中でできることを考えたり、友だちや保護者の方と話し合ったりしてみましょう。

[発行元・問合せ先]

鳥取県子育て・人財局  
子育て王国課 青少年担当

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
TEL:0857-26-7076 FAX:0857-26-7863

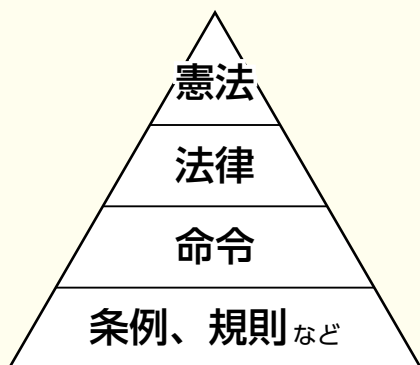


鳥取県 青少年 検索



## ◆ 私たちのまわりの法や決まり

私たちの鳥取県には、たくさんの方が暮らしています。人の暮らしには様々な決まりが関わっており、それらは住みよい社会をつくりたいと願う人々の思いから作られたものです。



※他にも、国と国との約束ごとである「条約」などがあります。

**憲法**…日本の法律のおもとなとなっている決まり。日本国憲法ともいいます。

**法律**…国会で制定される決まりのことです。国会は国の唯一の立法機関であり、法律を制定できるのは国会だけです。ただし、憲法に違反する法律を定めることはできません。

**命令**…行政機関によって制定される法律のことで、内閣が定める「政令」、内閣総理大臣が定める「内閣府令」、各省の大臣が定める「省令」などがあります。

**条例**…都道府県や市町村などの議会で制定される決まりのことです。法律に違反する条例を定めることはできませんが、その地方独自の決まりがたくさんあります。



私たちの周りには、いろいろな決まりがあるんだね。

学校にも「ろうか歩きましょう」などのルール（決まり）があるよね。学校の決まりも子どもたちの暮らしに関わる決まりのひとつだよ。



## ◆ 条例の決定のしかた

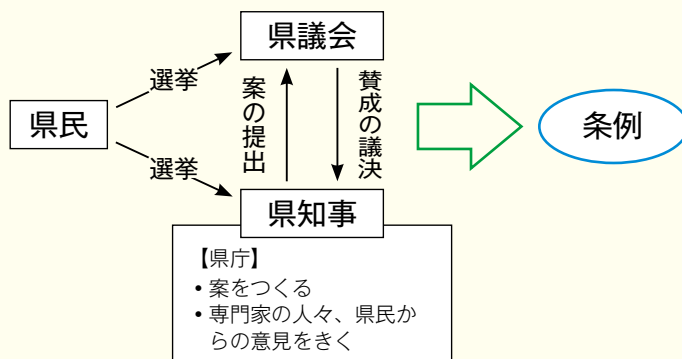
条例は、県議会というところで決定します。県民による選挙で選ばれた県議会議員が、県民の代表として、県の予算や計画、条例などを公正、公平な立場で話し合っ決定します。

県議会で決定することを「議決」といい、それが県全体の意思決定になるため、県民は選挙によって自分の意見を県の政治に反映させることとなります。



県民が選挙で選んだ代表者が話し合っ条例を決定します。

県民の意見や要望は、県知事や県庁に伝えられたり、県議会議員をとおして入ってきたりすることもあります。



※県議会議員が条例案を提出することもあります。

## ◆ 鳥取県青少年健全育成条例ってどうして作られたの？

1970年代に青少年の非行\*が増えて大きな社会問題になっていたため、青少年の健やかな成長を社会全体で支えることを目的として、1980年12月の県議会で鳥取県青少年健全育成条例について話し合った上で、1980年12月25日に作られました。

その後、暮らしや社会の急な変化によってあらわれた青少年に関わる課題に対応するため、条例は14回改正されています。制定から40年あまりの間に県民や青少年育成団体、関係する事業者の協力によって、この条例の目的は県民に着実に広まっていて、社会環境づくりにつながっています。




※非行とは、法律などの決まりに違反する行いなどのことです。

## ◆鳥取県青少年健全育成条例はどんな内容？

下の表は、全部で28条\*からなる条例の決まりごとを、それぞれの<sup>とくちょう</sup>特徴ごとにまとめたものです。

\*条とは、ひとつひとつの項目のことです。

このパンフレットで説明しているのは条例の一部なので、条例の全文やくわしい内容については、QRコードで示すリンク先のページを確認してください。

	主な内容	リンク先
<b>第1章</b> 第1条～5条	条例の目的 それぞれの役割 青少年の努力／保護者、事業者など県民の責任 県の責任／市町村・県民との協力	
<b>第2章</b> 第6条～第9条の2	県が進めていく取組 優れた図書の推せん制度／調査・結果の提供 立入調査／青少年健全育成協力員	
<b>第3章</b> 第10条～第17条の7	青少年の健やかな育ちを妨げる <sup>きまた</sup> 行いの制限 成人向け商品の販売の制限 安全にインターネットを利用できる環境づくり 青少年からの物品の買い取りなどの制限	
<b>第4章</b> 第18条～第21条の3	青少年に対する健やかでない行いの禁止 いやらしい行いの禁止／場所提供の禁止 深夜外出の制限／深夜立入りの禁止	
<b>第5章</b> 第22条～第25条	細かいことについての決まり	
<b>第6章</b> 第26条～28条	<sup>ばつ</sup> 罰についての決まり	

## ◆鳥取県青少年健全育成条例の目的とそれぞれの役割はどんなこと？

条例の目的、それぞれの役割については、条例の中で次のとおり決められています。

### 条例の目的

1. 青少年が健やかに育つために、県と県民のやりとげなければいけない責任と義務をはっきりさせる。
2. 青少年にとって良い社会環境を作っていくためにしなくてはならない解決方法を実行し、そのことによって青少年のしっかりとした成長に役立つ。

第1条

### 青少年の努力

「次の時代の世の中を引っ張っていくこと」を自分の役割と考え、心もからだも健やかな大人として成長していくために、自分の能力や考え方をより良いものにするようにすすんで努力する。



第2条

### 大人たちの役割

【保護者】

青少年を健やかに育てることが自分の役割と考えて、養い育てていく。

【地域住民や事業者】

青少年の健やかな育ちを妨げないように努め、地域社会の取組に協力する。

【県民】

お互いに協力して社会環境をより良いものにする。

第4条

### ◆子どもが健やかに成長できる社会環境づくり

成人向けの商品や子どもが見るのにふさわしくない情報（青少年有害情報）に子どもが触れる機会を減らすため、いろいろな場面で事業者や県民が協力して社会環境づくりを行っています。



### ◆どのようにして社会環境づくりに取り組んでいるの？

成人向けの本・コミックや雑誌、ゲームソフト、DVDなどの販売やレンタルを制限  
はんばい  
 第11条 第1項

※特に影響えいじょうが強いものを指定し、販売やレンタルを禁止  
 第13条 第16条

成人向けの本・コミックや雑誌、ゲームソフト、DVDなどを分けて展示  
 第11条の2

成人向けの商品の販売を制限  
 ※特にナイフやポーガンポーカーを指定し、販売を禁止  
 第11条 第4項 第14条の2 第16条

成人向けの広告（看板やチラシ）の規制  
 第11条 第3項

子どもが青少年有害情報せいじゆうがいふじょうを閲覧することを防止  
 第12条の2

インターネットでも買ってはいけません

成人向けの商品は、お店に行っても買うだけではなく、インターネット上のお店や通信販売でも買ってはいけません。  
 第16条

ゲームソフトの対象年齢ねんれいを確認しましょう

ゲームソフトのパッケージには対象年齢を示すA、B、C、D、Zの5種類のマークが付いています。特に「Z」がついたソフトは18歳さい未満の子どもにふさわしい内容ではなく、販売が禁止されているので、プレイしないようにしましょう。

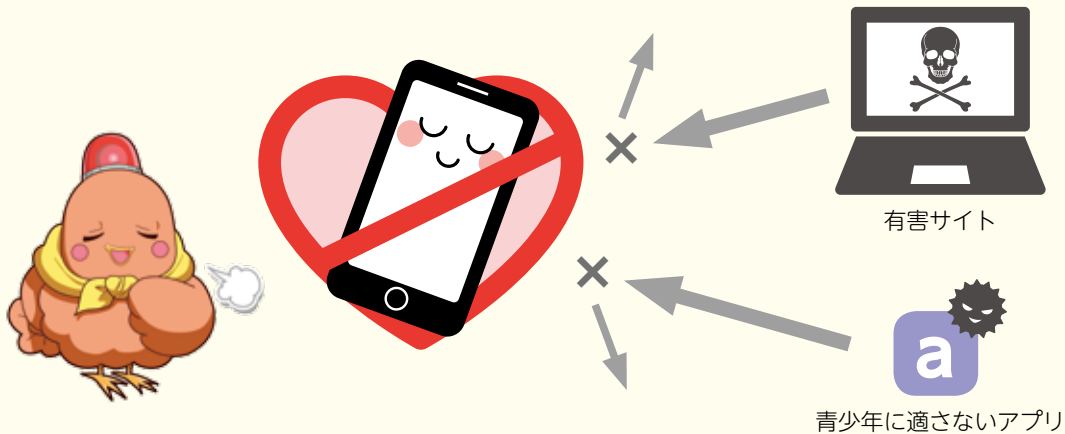
## ◆ インターネット上には有害情報や危険がいっぱい

### ★フィルタリングサービスの利用が大切

スマホやタブレット型端末<sup>たんまつ</sup>、ゲーム機、パソコンを使うのなら、フィルタリング<sup>たんまつ</sup>\*とウイルス対策<sup>ねんれい</sup>\*のふたつの安全対策が必要です。フィルタリングの設定を外さないようにしましょう。

※フィルタリング…インターネット上のウェブページなどから子どもの年齢<sup>ねんれい</sup>に合わないページを見られなくする機能のことです。

※ウイルス対策…コンピュータへのコンピュータウイルスの感染を防ぐことです。ウイルス対策ソフトやウイルス対策サービスがあります。



### ★保護者とのルールづくりが大切

タブレット型端末やゲーム機、スマホ、パソコン…こんな使い方をしていませんか？

保護者の目の届かないところでの利用

自分や他の人の個人情報をアップ

保護者に内緒<sup>ないしょ</sup>で課金、ダウンロード

「歩きスマホ」や「ながら操作」

トラブルに巻き込まれたり、使い過ぎで学校の成績<sup>しゅうせい</sup>が下がったり、生活リズム<sup>くず</sup>が崩れたりしないためにも、利用方法や利用時間について保護者とルールづくりをし、そのルールをしっかりと守っていくことが大切です。

それぞれの機器には「ペアレンタルコントロール機能」があり、ソフト、アプリの使用制限、インターネットの閲覧制限<sup>えつらん</sup>、クレジットカードの利用制限、見知らぬ人との出会いを防ぐコミュニケーション制限などについて設定することができます。

### 保護者のみなさまへ

近年、SNSでの誹謗中傷事例<sup>ひぼうちゆうしやう</sup>やバイト先で悪ふざけをした様子を撮った動画を投稿<sup>とうこう</sup>する事例が報告されています。そのため、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれたり、犯罪の被害者や加害者になったりしないよう適切な指導が必要になっています。

また、インターネット接続機器の過剰使用による生活リズムの乱れも課題になっています。

鳥取県青少年健全育成条例では、お子様のインターネット使用時や機器を持たせる際には、その子の年齢<sup>ねんれい</sup>や能力に合わせたペアレンタルコントロールを行うこと、フィルタリングサービスを利用することを保護者に義務づけています。 **第12条の2** **第12条の3**

このパンフレットはトラブルが起こる前にお子様と一緒に考えてもらう内容になっています。日頃<sup>ひごと</sup>からご家庭でスマホやタブレット型端末などのインターネット接続機器の使い方について話し合ってください。お願いします。



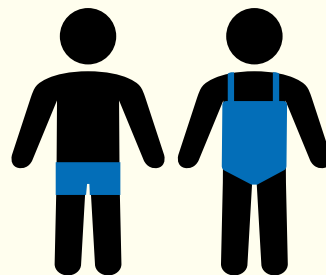
### ◆ プライベートゾーンってなあに？

あたりまえのことですが、あなたのからだはあなたのものです。特に水着や下着でおおう部分や口は、からだと心の健康を守るためにとても大切で、プライベート<sup>\*</sup>なところですよ。

痛かったり心配なことがあるときは、おうちの人に相談したり、病院でお医者さんに見てもらったりしましょう。

もしも、プライベートなところを見たりさわったりしようとする人がいたら「やめて」とはっきり言い、大人に相談しましょう。

\*プライベートとは、「私的な」「自分だけのもの」という意味です。水着や下着でおおう部分だけでなく、口や男の子の胸もプライベートなところですよ。



### ◆ いやなことをされそうになったら

自分のからだを守るのは自分です。プライベートなところをさわるなど、いやなことをされそうになったらきにどうすればいいか、考えてみましょう。

18歳未満の子どもにいやらしいことをするのは犯罪ですので、あなたががまんをしたり恥<sup>は</sup>ずかしがったりする必要はまったくありません。 **第18条**

<p><b>大声で叫ぶ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 男の子も「やめて」と言おう</li> <li>• 相手が大人でも知っている人でも遠慮せず「やめて」と言っていよいよ</li> </ul>	<p><b>にげる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• にげるときは人のいる方へ行こう</li> </ul>	<p><b>話す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 先生やお家の人など安心して話せる大人に話を聞いてもらおう</li> </ul>
---	---	---

### ◆ 危険を避けるために

<p style="text-align: center;"><b>ついていかない</b></p> <p>こねこ 子猫が生まれたから見にこない？</p> <p>〇〇さんの家と一緒にさがして</p> <p>あっちでテレビの撮影<sup>とつうめい</sup>してるので出演してよ</p> <p>他の場所へ行こうという声かけはあやしいです。無視できないときは「大人に頼んでください！」と言って断り、その場をはなれましょう</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動車での声かけにも気をつけよう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>周囲に気をつけて歩く</b> 行く先にあやしい車がとまっていたら、できるだけ人がいる別の道を通ろう</li> <li>• <b>車のそばを通る時には距離を取る</b> 車の中に強引に引き込まれたり、周囲が気づかないような一瞬のうちに連れ去られたりすることがあります。</li> <li>• <b>あやしい車がいいたら安全な場所ににげこむ</b> 危険を感じたら、車の進行方向と逆ににげよう。安全な場所からお家の人に連絡して、迎えに来てもらおう</li> </ul>
--	---

### ◆夜の外出は危険がいっぱい

塾<sup>じゅく</sup>を出るのがいつもより遅<sup>おそ</sup>くなり、他の子どももう見あたらない…。そんなときはどうすればいいでしょう？

あたりが暗くなる時間帯は、悪い人にとって目立ちにくく、悪いことをしやすいです。そんな時間に子どもが歩いていると、昼間よりも悪い人にねらわれやすくなります。ひとりで帰らず、できるだけ家の人に連絡して迎えに来てもらうようにしましょう。

どうしてもひとりで帰る必要があるときは、防犯グッズなどを手に持ち、できるだけ明るく人通りの多い道を選んで急いで歩きましょう。

特に深夜<sup>さいや</sup>\*は、18歳未満<sup>みん</sup>の子どもを外出させたり連れ出したりしないようにしなくてはならないと決められています。みなさんは外出せず、家でしっかりと休息をとりましょう。【第21条】

この時間帯は、保護者と一緒でもカラオケボックスやインターネットカフェなどには入れません。【第21条の2】

\*深夜とは、午後11時から翌日の日の出前までの時間帯のことです。



### ◆SNS<sup>\*</sup>やネット上の危険も避けよう

SNSなどを使って、性的な画像（はだかや下着姿の画像）や動画を子どもに撮影<sup>さつえい</sup>させ、送らせる犯罪の被害（自画撮り被害）が増えています。

子どもに性的な画像を「送って」と求めるだけでも犯罪ですので、どんなに頼まれても、たとえ相手が親しい人でも、送ってはいけません。【第18条の2】

誰かに要求されたり、送ってしまったたりしたときは、すぐに裏面の相談窓口へ相談してください。

\*LINE、Twitter、Instagram、Tik-Tokなど。年齢による利用制限がありますので注意してください。

\*参考動画として、「政府インターネットテレビ『自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意!!』」をご覧ください→



## SNSトラブルから子どもを守る合言葉 とりのからあげ

**と**もだちが傷つくことをしない



**り**ょう時間を決めよう



**の**せない 個人情報



SNSの使い方について  
-とりのからあげ-

鳥取県内の児童・生徒が制作した「とりのからあげ」PR動画を公開しています。

とりにネット からあげ

**か**きん（課金）しない



**ら**いは相手のことを考えて送信



**あ**わない SNSで知り合った人



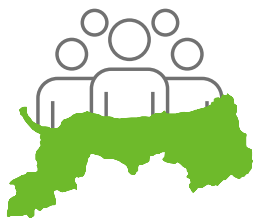
**げ**ームソフトの年齢制限を守る



## ◆鳥取県の取組

鳥取県は、市町村や青少年の育成に関わる人々と協力しながら、青少年の健やかな成長の助けとなる取組を進めています。 第3条 第5条

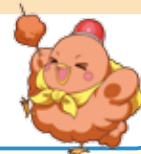
県内で50人の方に**青少年健全育成協力員**になってもらい、地域の見まわりや県への情報提供をお願いします。 第9条の2



5年ごとに「**青少年育成意識調査**」を行い、その結果をホームページなどで公表しています。 第9条



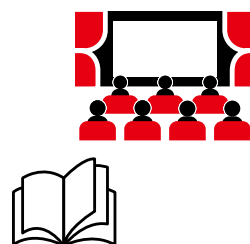
調査結果は、「とっとり若者自立応援プラン」を作るときにも役立てられるよ。



条例が守られているかどうか、県の職員がお店などに**立入調査**をしています。 第22条



青少年の健やかな成長に役立つ**図書や映画の推せん**を行います。県民から出された意見により推せんすることもできます。 第8条



## ◆困ったときは

あなた自身や友だちがトラブルに巻き込まれたり、心がつらくなったりしたときは、できるだけ早くまわりの信頼できる大人（保護者、先生、スクールカウンセラーなど）か、下の表にある相談窓口へ相談をしてください。

### 〈主な相談窓口〉

24時間子どもSOS	0120-0-78310（なやみいおう）／24時間受付	いじめ問題やその他の子どものSOS全般
いじめ110番	0857-28-8718／24時間受付 メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp	いじめについての相談
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115／24時間受付 メール ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp 24時間受付	いじめについての相談
教育相談	いじめ不登校総合対策センター 0857-31-3956／平日8:30～17:15	学校生活、親子関係などのなやみについての相談
性暴力被害相談センター クローバーとっとり	0120-946-328 (月)～(金) 10:00～16:00 (月)(水)(金) 18:00～20:00	性的ないやがらせ・いじめや性的な動画・画像をとられた、送ったなどの相談
警察の少年相談窓口	24時間受付（夜間及び土日祝日は受信のみ） ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp 平日8:30～17:15 東部少年サポートセンター 0857-22-1574 西部少年サポートセンター 0859-31-1574 中部少年サポートテレホン 0858-48-1574	非行や子どものなやみごとについて専門員がアドバイス
性犯罪被害相談電話	#8103（ハートさん）／24時間受付	性的ないやがらせ・いじめ、性的な画像をとられた・送ったなどの相談
お住まいの地域の警察署	鳥取県警の警察署一覧 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/63088.htm</a>	犯罪に巻き込まれたなどの相談